

議案第 72 号

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例案

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市を訪れる観光客等に対して的確な情報提供を行うとともに、公民連携で観光によるまちづくりを推進するため、桐生市観光情報センター(以下「情報センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 桐生市観光情報センター

位置 桐生市本町五丁目 354 番地

(事業)

第3条 情報センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民及び観光客に対する観光情報の提供や観光振興に関すること。
- (2) 特産品、工芸品等の展示及び販売促進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(開館時間及び休館日)

第4条 情報センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後6時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の制限)

第5条 市長は、情報センターの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を断り、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附帯施設その他器具等を汚損し、又は破壊するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(損害の賠償)

第6条 情報センターの利用者は、その責に帰すべき事由により情報センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、情報センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に情報センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、桐生市公の施設に係る

指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 1 号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 8 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により情報センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(秘密保持義務)

第 9 条 指定管理者及び管理業務に従事している者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、桐生市個人情報保護条例(平成 27 年桐生市条例第 28 号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、当該施設の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は管理業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 72 号 桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例案

桐生市を訪れる観光客等に対する的確な情報提供を行うとともに、公民連携で観光によるまちづくりを推進するため、桐生市観光情報センターを開設するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。